

特用林産物生産資材等緊急支援事業実施要領

令和4年6月30日

環境森林部山村・木材振興課

この要領は、特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年 月 日定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、特用林産物生産資材等緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

第1 趣旨

コロナ禍における原油価格及び資材価格の高騰の影響により、特用林産物生産者の経営が、先行きが不安定で深刻な状況となっている。このような状況を鑑み、生産者の経営への影響緩和と生産意欲の維持が重要であることから、本事業は、緊急対策として高騰した特用林産物生産資材に対する支援事業を実施するものである。

第2 事業の種類

この要領で実施する事業は、特用林産物生産資材等緊急支援事業とし、補助額は別表に定めるところによる。

第3 事業計画

特用林産物生産資材等緊急支援事業を実施しようとする実施主体（以下「実施主体」という。）は、事業に係る特用林産物生産資材等緊急支援事業計画書（要綱様式第1号）を西臼杵支庁又は管轄の農林振興局長（以下「農林振興局長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

知事は、事業計画を受理したときは、予算の範囲内において実施主体を決定し、実施主体に対し事業計画の承認を行うものとする。

第4 補助金交付決定前の着手

補助対象事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、交付決定前着手届（別記様式第1号）を知事に提出することとする。

附 則

この要領は、令和4年6月30日から施行し、令和4年度の予算に係る特用林産物生産資材等緊急支援事業から適用する。

別表（第2関係）

補助額	<p>補助単価は、特用林産物生産資材等の購入価格について高騰前と高騰後と比較し、県において品目ごとに算出した高騰経費の2分の1相当額とし、下記のとおり定める。</p> <p>なお、各四半期（第4四半期は2月）の末日時点において、品目ごとに補助単価の確認を行い、高騰額の2分の1相当額が下記単価を下回る場合には、補助の対象から除くものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〔生産量1kg当たり補助単価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原木乾しいたけ 104円/kg ・原木生しいたけ 25.5円/kg ・菌床しいたけ 10円/kg ・えのきたけ外 2.5円/kg ・たけのこ 7円/kg ・木 炭 8円/kg
-----	---

宮崎県知事 殿

住所
氏名

特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金交付決定前着手届

特用林産物生産資材等緊急支援事業実施要領第4の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1 補助金交付決定前に着手を必要とする事業

事業名	特用林産物生産資材等緊急支援事業
事業費	円
着手予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日

2 補助金交付決定前着手届を必要とする理由

（別記条件）

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。